

平成30年4月20日

武雄市長 小松政様

(武雄市議会議長経由)

会派名 日本共産党
代表者名 江原一太柱



政務活動費実績報告書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり平成29年度政務活動費の実績を報告します。

交付年月日	平成29年4月5日
文書番号	武市総第19号
交付年度	平成29年度
完了年月日	平成30年3月31日
交付決定金額	100,000円

平成30年4月20日

武雄市議会議長 杉原豊喜 様

会派名 日本共産党
 代表者名 杉原一雄 (通)

収支報告書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、次のことおり平成29年度政務活動費の收支を報告します。

1 収入

政務活動費 100,000 円

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費	円	
研修費		
広報費	70115 円	
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費	36936 円	
資料購入費		
人件費		
事務所費	36936 円	
計	107,051 円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 0 円

平成29年度 事業報告書

(会派名 日本共产党)

様式第9号（第6条関係）

支 出 明 細 訖

項 目	広報費			
金 額	70,115円			
摘 要	議会報告			
支 出 明 細	種 別	單 價	數 量	金 額
	議会報告	70,115円	/	70,115円
	計	70,115円	/	70,115円
支 出 明 細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員
				人
	計			

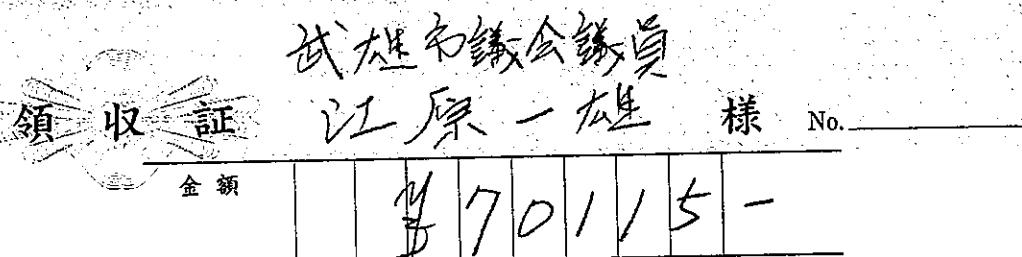
政務活動費 領収書写し 《平成29年度分》

【科目】(いずれか1つに○をつける)

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	70115 円
支払先	諸石信義
内容	印刷代引料

【領収書添付欄】注: 領収書が重ならないように貼ってください。



但 武雄市民館の印刷費にて
2018年3月11日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額
消費税額(%)

CWF Creative Works Factory
〒843-0151
佐賀県武雄市若木町川古6170-2
諸石信義 電話090-3044-6388

GR1415

市民の願い実現に全力投球

市民と力合わせ 不屈にたたかう日本共産党議員



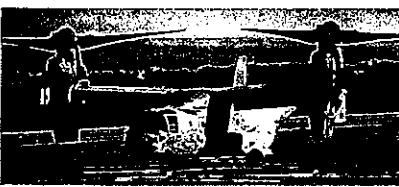
（）共産党武雄市委員会は、江原一雄現議員を次期市議会議員選挙の予定候補者に決定しました。

3つの約束

1. くらしやすい武雄市をつくる市民の声を届けます
 2. 不公正を許さず 品位ある開かれた議会をつくります
 3. 憲法を生かし くらし平和の願いをつらぬきます

6年前、江原議員は米海兵隊を「なぐり込み部隊」と発言して出席停止処分に。事件は正副議長の辞任に発展。これにひるまず4年前、平和事業を求めた江原議員に「オスプレイ導入賛成」と市長が強弁。子の政治姿勢が知れ渡り、県民に不安を持たせました。

非核平和宣言の市として
平和事業を求める



オスプレイ撤去の建白書
／海を渡る「オール沖縄」
不屈のたたかい／オーラ
仲間たちみんな巣穴から
出てこい／いつせい
ジャンプでオレたちも聞
うんだ
命の干渴 自然の宝庫を
みんなで守るんだ！
▼昨年九月、武雄市議会
はオスプレイ配備反対の
意見書を求める請願を不
採択に。▼憤懣やるかたな
く武雄市民が雑誌に詩を
投稿。今年二月、神埼に
へり墜落！手をこまねい
ていられる場合じやない

「008年6月8日武雄市文化会館にて
武雄市民病院を存続させる会結成集会」

司会する江原一雄議員

就学援助金の支給を入学前に実現

就学困難な小中学生のための入学準備金の支給はこれまで7月支給でした
が、これは実情に沿わないとして入学前支給を提案。

翌年度から実現しました。日本共産党の国会議員と連携した取り組みの成果です。



地域医療を守れ

地域医療を守れ

はばたき
オレはウソつきは
でえらいだ／ウソつ
きはドロボウの始ま
りつて言うじやない
か／佐賀空港を軍事
使用／な、決まりと

前市長の不法行為 「制裁金」つけ回しを阻止！



国政でも市政でも 私物化許さず

「森友問題」は

武雄市にも

国有地をタダ同然で売
り渡した「森友問題」は

國政が舞台。元市長の不
始末で「損害賠償金のつ
け回し」は武雄市が舞台。

どちらも「友人関係」を
特別扱いする点で共通で
す。規模は違いますが、
本質的には政治の私物化
ではないでしょうか。

**市議会も監査委員
会も耳貸さず**

人の私生活にわたる発言
をしてはならない」と定
めています。T議員は樋
渡前市長を名譽棄損とし
て裁判に訴えました。裁
判所は「名譽棄損」を認
め、樋渡前市長と武雄市
に対し、損害賠償金とし
て約62万円の支払いを命
じました。(平成28年4
月)

事の起こりは樋渡前武
雄市長が行つた市議会
(平成26年6月)における
発言です。山口昌宏議
員が同僚のT議員を名指
しこそしないものの、そ
れと分かる表現で「借金
踏み倒し議員」と誹謗中
傷する質問にたいして答
弁したものです。樋渡前
市長は、山口昌宏議員ら
の発言に相乗りするかの
ように同調する答弁を繰
り返しました。樋渡前市
長の不始末は市民に尻ぬ
ぐいさせるということです。

法は、「議会において他
の私生活にわたる発言
をしてはならない」と定
めています。T議員は樋
渡前市長を名譽棄損とし
て裁判に訴えました。裁
判所は「名譽棄損」を認
め、樋渡前市長と武雄市
に対し、損害賠償金とし
て約62万円の支払いを命
じました。(平成28年4
月)

樋渡前市長は、今も武雄
市特別顧問地方創生アド
バイザーの要職にあります。
そこで、絶対に容認でき
ません。市政において

やりました。地方自治
法は、「議会において他
の私生活にわたる発言
をしてはならない」と定
めています。T議員は樋
渡前市長を名譽棄損とし
て裁判に訴えました。裁
判所は「名譽棄損」を認
め、樋渡前市長と武雄市
に対し、損害賠償金とし
て約62万円の支払いを命
じました。(平成28年4
月)

樋渡前市長は、今も武雄
市特別顧問地方創生アド
バイザーの要職にあります。
そこで、絶対に容認でき
ません。市政において

名譽棄損を認定

樋渡前市長を名譽棄損とし
て裁判に訴えました。裁
判所は「名譽棄損」を認
め、樋渡前市長と武雄市
に対し、損害賠償金とし
て約62万円の支払いを命
じました。(平成28年4
月)

市民につけ回し

樋渡前市長が支払うべき
36万2483円を肩代
わりしました。この樋渡
前市長の負担分は当然、
市会計に戻されなけれ
ばなりません。しかし、
それは行われませんでし
た。江原議員は次の議会
で、前市長の負担分は本
人に請求すべきだと求め
ました。ところが驚いた
ことに小松市長は「請求
しない」と答弁したので
す。つまりは、樋渡前市
長の不始末は市民に尻ぬ
ぐいさせるということです。

いたことには、この請願
を反対多数で葬つてしま
ったのです。そこで、
このことを不当だとする
市民12人が武雄市監査委
員会に住民監査請求を行
つたところ、またまた

請求を棄却してしまった
のです。

二度の裁判で 市民側が完全勝利

樋渡前市長は武雄市議会で「借金踏み倒し議員」と発言。

樋渡前市長に対して「名譽棄損」の損害賠償を求めるため提訴。

樋渡前市長に対して損害賠償命令の判決が出る。

江原議員は、市議会にて樋渡前市長に対して「制裁金」を小松市長に求めた。小松市長は応じなかった。

武雄市監査委員会にて「国家賠償法に基づく損害賠償の支払い」を求めるため監査請求を行つた。

監査委員会は棄却する。

市民12人が佐賀地裁に「求償権の行使を認め」て住民訴訟。

武雄市に対して、求償権行使し、樋渡前市長に請求を命じる判決。

原告団が判決に従うよう申し入れる。(右端は江原議員)

樋渡前市長を名譽棄損とし
て裁判に訴えました。裁
判所は「名譽棄損」を認
め、樋渡前市長と武雄市
に対し、損害賠償金とし
て約62万円の支払いを命
じました。(平成28年4
月)

樋渡前市長に税金で肩代 りました。

いたことには、この請願
を反対多数で葬つてしま
ったのです。そこで、
このことを不当だとする
市民12人が武雄市監査委
員会に住民監査請求を行
つたところ、またまた

請求を棄却してしまった
のです。

江原一雄 議員が談話

樋渡前市長は不法行為をおこ
なった前市長にたいし
て、市民の税金による肩
代わり分を請求すべきだ
が、不可解にも「請求し
ない」という態度をとつ
ていました。

やむを得ず、江原議員
と勇気ある市民は佐賀地
方裁判所に住民訴訟を起
こしました。

樋渡前市長が前市長に請求
しないことを

違法だと断じました。

小松市長は判決に従い、

小松市長は樋渡前市長に制裁金を求めた。樋渡前市長は36万2483円を支払った。

原告団が判決に従うよう申し入れる。(右端は江原議員)

支出明細書

項目	資料購入費			
金額	36,936 円			
摘要	地図購入費			
支出明細	種別	単価	数量	金額
	ゼン地図代	36,396 円	1	36,396 円
	手数料	540 円	1	540
	計	36,936 円		36,936 円
支出明細 (調査旅費用)	目的	場所	期日	人員 金額
				人 円
	計			

政務活動費 領收書写し 《平成29年度分》

【科 目】(いずれか1つに○をつける)

調查研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
會議費 資料作成費 資料購入費 人事費 事務所



金額	36396 円
支払先	佐賀ゼンリン社
内容	地図代

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

振込金受取書 (兼振込手数料受取書) 振込受付書

お振込はATMが簡単、便利、お得です。
なお、お振込内容によりATMでお取扱いかできない場合があります。

当振込先金額記入欄へは、ご依頼人名・お取扱い人名・預金専用印・口座番号をカナ文字・英数字で通知します。
当振込依頼欄に記載記述欄の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延する、および、振戻手数料がかかることがあります。

※やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって、振込が遅延することがありますので了承ください
※この振込金受取印または振込受付印は振込ができない場合等に必要となりますので、大切に保管してください。

※振込済金が「現会、有価証券(当座小切手)」の場合は「振込会受取印(印振込手数料受取印)」として上記以外の「預金払戻請求書、口座照合書等」の場合は「振込要付印(既振込手数料受取印)」とします。

≈ 27.04

為3443(2.2*100)(28.03)

政務活動費 領収書写し 《平成29年度分》

【科目】(いずれか1つに○をつける)

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	540 円
支払先	佐賀銀行
内容	手数料

【領収書添付欄】注: 領収書が重ならないように貼ってください。

手数料領収証

毎度お引立いただきありがとうございます。領収日付印
下記の手数料をたしかに領収いたしました。

株式会社 佐賀銀行



おなまえ	江原一雄
様	

区分	取引内容	取扱件数	金額(消費税等込)
本店	3万円以上	件	円
	3万円未満		
同一店舗内	3万円以上		
	3万円未満		
他行	3万円以上		
	3万円未満		

区分	取引内容	取扱件数	徴収金額(消費税等込)
同地取立	当行支払分	件	円
	他行支払分		
隔地取立	当行支払分		
	他行支払分		
他行宛別取立	普通扱い分		
	至急扱い分		

支 払 金 額

*29.01

佐賀銀行 共0100(22*100) (29.01)